●旭川市の基金一覧(令和7年6月現在)

基金名称	基金概要	担当課
いじめ防止対策推進基金	いじめ防止対策や児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるまちづくりの推進に関する事業に必要な経費の財源に充てられます。	いじめ防止対策推進部 いじめ防止対策推進課
		電話 0166-76-5523
社会福祉事業基金	社会福祉事業を行う社会福祉法人等に対する。施設や設備の修繕、備品の購入等の補助の財源に充てられます。	福祉保険部 福祉保険課
		電話 0166-25-6312
長寿社会生きがい基金	長寿社会に対応する地域での生きがい創造事業などの社会福祉活動に必要な経費の財源に充てられます。	福祉保険部 長寿社会課
		電話 0166-25-6457
子ども基金	子どもや子育てに関する事業(青少年健全育成事業費, 災害遺児手当支給費など)に必要な経費の財源に充てられます。	子育て支援部 子育て支援課
		電話 0166-25-9128
育英事業基金	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し貸与する奨学金等の貸付金の財源に充てられます。	子育て支援部 子育て助成課
		電話 0166-25-9107
動物愛護基金	動物愛護センターに収容する動物の飼養管理及び譲渡推進、同センターの施設整備、動物愛護の普及啓発などの経費の財源に充てられます。	動物愛護センター
		電話 0166-25-5271
環境基金 まちなか活性化事業基金 デザイン振興基金 産業振興基金 あさひやま"もっと夢"基金 (旭山動物園施設整備基金)	地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成やその他環境保全に係る事業に必要な経費の財源に充てられます。 中心市街地における物産や観光に関する情報の発信や、にぎわい創出に係る事業に必要な経費の財源に充てられます。 デザインに関する事業(デザインに関する啓発普及事業、展示会及び交流事業、研究開発及び相談指導事業、教育・研修等人材育成事業など)に必要な経費の財源に充てられます。 産業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てられます。 旭山動物園の動物展示施設等の整備及び動物の購入に必要な経費の財源に充てられます。	環境部 環境総務課
		電話 0166-25-5350
		経済部 経済交流課
		電話 0166-73-9850
		電話 0166-65-7047
		経済部 産業振興課
		電話 0166-65-7047
		経済部 旭山動物園
(旭山勤物園加設登備基金) 一 観光振興基金	観光コンテンツの充実や観光客の受入環境整備など、世界中から訪れたくなる観光地づくりに必要な経費の財源に充てられます。	電話 0166-36-1104
		観光スポーツ部観光課
		電話 0166-25-7168
スポーツ振興基金	全国大会など各種スポーツ大会への派遣事業をはじめ、スポーツ振興に関する必要な経費の財源に充てられます。	観光スポーツ部 スポーツ推進課
		電話 0166-23-1944
カムイスキーリンクス施設整備基金	世界各国から多くの方に訪れてもらえる都市型スノーリゾートを目指して、カムイスキーリンクスの施設整備に必要な経費の財源に充てられます。	観光スポーツ部 スポーツ推進課
		電話 0166-23-1944
国際交流活動基金	国際交流活動(国際交流ボランティアの育成、姉妹友好都市との青少年交流をはじめとする国際親善交流事業、市内在住外国人への支援など)に必要な経費の財源に充てられます。	総合政策部 都市交流課
		電話 0166-25-7491
農業振興基金	農業の振興に関する事業(農業機械等の導入支援, 旭川産農産物のPR事業など)に必要な経費の財源に充てられます。	農政部 農業振興課
		電話 0166-25-7438
21世紀の森施設基金	21世紀の森の施設の管理及び整備に要する財源に充てられます。	農政部 農林整備課
		電話 0166-25-7459
雪対策基金	雪対策の推進に関する事業(除排雪作業や安定した道路除排雪体制,住民との協働による地域除雪活動など)に必要な経費に充てられます。	土木部 雪対策課
		電話 0166-25-6225
都市緑化基金	都市緑化推進活動(民有地緑化や緑化思想普及などに関する事業)に必要な経費の財源に充てられます。	土木部 公園みどり課
		電話 0166-25-9705
河川環境整備基金	河川環境の整備及び河川の愛護に関する事業に必要な経費の財源に充てられます。	土木部 公園みどり課
		電話 0166-25-9705
文化芸術振興基金	文化芸術の振興に資する事業の財源に充てられます。	教育委員会 社会教育部 文化振興課
		電話 0166-25-7558
アート♪文化応援基金 (文化芸術振興基金)	優佳良織の技術伝承の支援、「彫刻のまち旭川」の整備や文化芸術団体開催事業への助成など文化芸術の振興に必要な経費の財源に充てられます。	教育委員会 社会教育部 文化振興課
		電話 0166-25-7558
アイヌ文化ウレシカ基金		教育委員会 社会教育部 文化振興課
アイヌ文化ウレシカ基金 (旭川市アイヌ施策推進基金)	アイヌ民族が培ってきた歴史や文化を次世代へ伝承する事業に必要な経費の財源に充てられます。	電話 0166-25-7558
(旭川市アイヌ施策推進基金)		電話 0166-25-7558 科学館
	アイヌ民族が培ってきた歴史や文化を次世代へ伝承する事業に必要な経費の財源に充てられます。 新規常設展示物の購入や、特別展・企画展の開催及び各種教室・講座など関連事業を実施する財源に充てられます。	科学館
(旭川市アイヌ施策推進基金) サイパル☆みらい基金		